

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計の最も高い者から順に採択案件を決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。

II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁が設置する企画案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類選考を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求められることがある。

III 評価方法

評価は、下記の各項目について次の評価基準によって評価を行い、審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計点を算出し、これを平均したものを当該提案者の得点とする。

() は満点の点数

1. 事業計画全体に関する評価

- ① 公募要領及び仕様書に示す委託業務の実施に当たり、必要な内容を網羅した事業計画を立案していること（10点）
- ② 事業の目的及び趣旨との整合性・妥当性があること（10点）
- ③ 生活文化等の従事者が企画段階から業務に関わっていること（10点）
- ④ 課題設定や事業効果の検証方法が合理的であること（10点）
- ⑤ 事業計画に際して、妥当な経費が計上されていること（5点）

2. 仕様書「5.（1）①」に関する評価

- ① 生活文化等の背景や課題等を踏まえた実験的な取組であること（5点）
- ② 企画内容や実施方法に創意工夫があり、より効果を得られることが期待できること（5点）
- ③ 10代～40代など、これまで生活文化等には触れてこなかった層に向けた取組であること（5点）
- ④ 参加者が事業後も生活文化等に継続的に関心を持つきっかけとなる効果が期待される取組であること（5点）
- ⑤ 本事業の受託契約期間後、本事業で培ったノウハウを用い、翌年以降、自己資本で同様の取組が期待できること（5点）

3. 事業の実施体制に関する評価

- ① 委託業務に必要な人員・組織体制を整え、適切に業務が実施できること（10点）
- ② 来場者やスタッフ等の安全管理や衛生面等に配慮した体制、特に新型コロナウイルス対策が整っていること（5点）

- ③ 事業実務に精通しているとともに、本委託業務を適切に遂行するためのノウハウや実績等を有していること
(5点)
- ④ 委託業務を確実に遂行できるだけの経営基盤を有していること (5点)

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

http://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html

[評価基準]

- (1) 「1. 事業計画全体に関する評価」及び「2. 仕様書「5. (1) ①」に関する評価」及び「3. 事業の実施体制に関する評価」については、以下の評価にて採点を行う。

○満点が10点の場合

大変優れている＝10～9点

優れている＝8～6点

普通＝5点

やや劣っている＝4～3点

劣っている＝2～1点

○満点が5点の場合

大変優れている＝5点

優れている＝4点

普通＝3点

やや劣っている＝2点

劣っている＝1点

[最低評価基準]

60点を最低評価点とし、これを下回るものは採択しない。

- (2) 評価項目の「4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

- ・認定段階3 = 4点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 3点
- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 2点
- ・プラチナえるぼし認定 = 5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定） = 2点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定） = 2. 3点
- ・プラチナくるみん認定 = 3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 3点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点